後期基本計画

- まちづくりの目標 1 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」
- まちづくりの目標 2 人と文化を育む「心豊かなまち」
- まちづくりの目標3 にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」
- まちづくりの目標 4 環境にやさしく災害に強い「安全なまち」
- まちづくりの目標5 自然と都市が共生する「快適なまち」
- まちづくりの目標 6 市民と共に次世代を築く「自立したまち」

● 後期基本計画の見方 ●

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト
分野施策1 子育て	
ファミリー・サポート・センター事業	*
子育て支援センター事業	*

≪★マークについて≫

本計画におけるリーディングプロジェクトとは、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と『「東京圏への一極集中」の是正』を目指す地方創生に係る計画である「下妻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)」に記載されている事業の中から選択された、各分野において総合的かつ重点的に取り組む施策を指します。

なお、本計画では、今後の総合戦略の改訂によって 位置付ける予定の事業を見通した上で、リーディングプロジェクトを設定しています。

● 取り組みの概要 ●

1

子育て環境の充実

[1-1-1-1]

- ・子育て家庭が子育てしやすい環境を提供するため、 関係機関が連携し、妊娠期からの切れ目ない支援 体制の充実を図ります。
- ・ホームページやアプリ等を活用した効果的な子育で 情報の提供に努め、保護者が必要とする支援につ なげます。









≪施策番号について≫

各施策に記している4桁の番号は、計画体系の中の 位置を表します。

まちづくりの目標1 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」 基本施策1 子育て環境の充実 分野施策1 子育て 取り組みの概要1 子育て環境の充実 【1-1-1-1】

≪ SDGs の表記について≫

左図のように、後期基本計画の各施策には取り組みの概要に SDGs のアイコンを入れています。

後期基本計画を策定するにあたって、本市の様々な 課題に取り組む新たな視点として、各分野施策の取り 組みの概要に SDG sの 17 のゴールを位置付けました。

まちづくりの 目標

誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」

基本施策	1	子育て環境の充実	1	子育て
			2	児童福祉
	2	保健・医療の充実	1	保健
			2	医療
			3	国保、後期高齢者医療、年金
	3	地域共生・社会福祉の推進	1	社会福祉
			2	障害者福祉
			3	高齢者福祉
			4	介護保険
			5	地域福祉、地域包括ケア



基本施策1 子育て環境の充実

● 現状と課題 ●

少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化といった社会環境の変化に加え、共働き家庭の 増加やライフスタイルの多様化により、子育てにおける孤立感や不安感を抱く保護者が増加しており、き め細かな子育て支援と相談体制の充実が求められています。

このような状況に対応するため、本市においては、子育てに関する相談・支援体制の強化や妊婦の健康管理、子どもの発育・発達の支援、多様化するニーズに対応した保育サービスの提供、経済的支援など、関係機関との連携を密にしながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてきました。今後も妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるとともに、子育てに関する情報発信を強化していくことが必要です。

近年、子どもを取り巻く環境は深刻さを増しており、貧困や虐待、ヤングケアラーなどが社会問題となっています。子どもが自ら助けを求めることは難しく、課題解決には周りの大人や社会の協力が必要不可欠です。学校、家庭、地域が連携し、子どもの権利を尊重し、家庭環境等の問題を抱える子どもへの適切な支援を行うことが求められています。

● 5年間でできたこと ●

【子育て】

- ・子育て世代の悩みや不安を解消するため、交流できる場、相談できる環境を整備し、子育て支援の充実を図りました。
- ・令和元(2019)年10月1日に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から出産、就学前までの家庭の相談に応じ、切れ目のない支援の充実を図りました。
- ・令和元年 4 月より、それまでのメール配信事業から、様々な機能を追加したママサポしもつまアプリ(電子母子手帳)を導入し、妊娠中から子育てに関する情報を受け取れるよう発信を行いました。
- ・すくすく相談事業など、発達に不安を抱える保護者が安心して就学を迎えられるよう、発達支援相談体制を充実させ、関係機関との連携に努めました。
- ・幼児教育・保育のニーズに対応できるよう環境整備を進め、待機児童ゼロとしました。
- ・放課後児童の居場所づくりとして放課後児童クラブの整備を進めました。
- ・市内幼稚園、保育園、認定こども園、市立小・中学校に、家庭教育だよりを配布し、家庭教育に関する 情報を発信しました。
- ・支援が必要と思われる保護者との面談を通して家庭教育支援を行いました。
- ・ひとり親家庭への経済的支援、幼児教育・保育施設の利用者の負担の軽減により、子育て家庭の経済的支援を図りました。
- ・子どもの健やかな発育と発達を支えるため、乳幼児健診や各種教室を実施し、経過観察が必要な子どもには定期的な支援を行うほか、令和 2(2020) 年より 1 歳児相談や 3 歳児健診の視力検査にスポットビジョンを導入するなど、母子保健の充実を図りました。
- ・妊婦健康診査費用助成を14回から16回へ増やし、多胎妊婦はさらに5回分の健診費用を助成するなど負担軽減を図りました。
- ・小児の医療福祉費受給対象者を中学生から高校生まで拡大、また、妊産婦及び小児の所得制限を撤廃 し、受給対象者の拡大を実施するなど、医療福祉費制度の充実に努めました。

【児童福祉】

・家庭・育児・婦人相談等に対し、早期かつ的確にケース対応するため、相談機関として、子ども家庭総合拠点の整備を進め、子ども家庭支援員を配置し相談体制の強化を図りました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 子育て	・子育て世代が交流できる場、相談できる環境を整備し、子育て支援の充実を図り
J FI C	ます。 ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、健康や子育てに関する様々な相談に対応し、必要な時には関係機関や専門的な相談につなぐなど、寄り添ったサポートを行います。
	・妊娠・出産期の母子の心身の健康を守るため、妊産婦健康診査や相談体制の充実 を図るほか、子どもの健康増進と疾病の早期発見を図るため、乳幼児健康診査な どを実施するとともに、子どもの成長発達に応じた正しい知識の普及啓発や保護 者の育児不安の解消に努めます。
	・将来的に人口減少が予想されるため、幼児教育・保育の需要と供給量を把握し、 適正規模の施設運営、計画的な配置を図ります。
	・子どもの年齢により保護者の関心事も異なるため、ニーズを把握しながら情報を 幅広く発信するとともに、保護者との面談を通して家庭教育を支援します。
	・ひとり親家庭及び子育て世帯への経済的負担の軽減を図り、安心して子育てでき る環境づくりに努めます。
	・医療福祉費制度を継続して実施し、少子化対策と子育て支援の充実を図ります。
分野施策2 児童福祉	・子どもや家庭に関する様々な相談に対応できるよう、相談体制の継続強化と関係 機関との連携を図ります。
	・子どもや家庭が抱える様々な課題を関係各課が連携して支援する体制を整えます。

● 市民の役割 ●

分野施策1 子育て	・子育てについて学び考え、子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、保護者としての自 覚と責任を持ちます。
	・妊娠中から母子の健康に関心を持ち、必要な母子保健サービスを受けるとともに、 妊娠・出産・子育てに関する支援情報の取得に努め、活用します。
	・子育てに不安・悩みを感じたら一人で抱え込まずに、周りの人や専門的な窓口等 に相談します。
	・身近な子どもや子育て家庭への声かけを行い、地域全体で子どもを見守り、育てます。
分野施策2 児童福祉	・子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支え、悩みを相談し合える関係を つくります。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
/	子育て世代包括支援センター相談延べ件数	659件/年	670件/年
行政 指標	ママサポしもつまアプリ登録者数	639人/年	1,000人/年
1日/1水	今後もこの地域で子育てしていきたいと思う保護者の割合	90%	93%
	子育て支援センター利用者数	5,745 人 / 年	6,000人/年
市民	妊婦や保護者の健康意識の向上	97%	98%
10.122	児童相談件数	300件/年	300件/年

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 子育て						
ファミリー・サポート・センター事業	*					
子育て支援センター事業	*					
子育て短期支援事業						
子育て世代包括支援センターの運営	*	>>>				
公立保育所の運営						
民間保育所、認定こども園などへの支援						
一時預かり、延長保育、障害児保育の充実			22222	22222		
放課後児童クラブ事業	*	22222	22222	22222		
利用者支援に関する事業	*					
家庭教育学級事業						
訪問型家庭教育支援事業						
ひとり親家庭などへの支援						
未熟児養育医療費給付事業						
医療福祉費支給事業(妊産婦、小児、ひとり親)				22222		
妊産婦・未就学児医療費無料化事業						
ママサポしもつまアプリ事業		>>>>>				
妊産婦・乳幼児健康診査委託事業						
分野施策2 児童福祉						
要保護児童に係る事業						
家庭相談員などによる相談事業						
子どもの安全(権利侵害)に関する事業	*					

[※]令和 9 年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 子育て

取り組みの概要●

子育て環境の充実

[1-1-1-1]

2 教育・保育サービス、放課後児童

対策の推進

[1-1-1-2]

まちづくりの目標1基本計画

- ・子育て家庭が子育てしやすい環境を提供するため、 関係機関が連携し、妊娠期からの切れ目ない支援 体制の充実を図ります。
- ・ホームページやアプリ等を活用した効果的な子育て 情報の提供に努め、保護者が必要とする支援につ なげます。
- ・地域性や保護者のニーズや児童の状態に応じて 様々な教育・保育サービスが提供できるよう努め
- ・放課後の子どもたちの「居場所づくり」の充実を 図ります。
- ・学校や企業等で家庭教育学級を開設し、家庭にお ける課題等について話し合うなどして、自身の家 庭にふさわしい家庭教育を創造できるよう、学習 機会の充実に努めます。
- ・支援を要する保護者との面談を通して子育てや家 庭教育を支援します。

















[1-1-1-3] 乳幼児期の支援の充実

・乳幼児健康診査等の積極的な受診勧奨を図り、障 害や疾病の早期発見・早期治療に努め、母子の健 康を確保します。また、離乳食教室を始めとした 食育の普及、及び望ましい食習慣の形成に努めま す。

経済的支援の充実

[1-1-1-4]

- ・安心して妊娠・出産を迎えるための支援や母子医 療費支援、妊娠を望んでいる夫婦、子育て世帯、 ひとり親家庭などを経済的に支援し負担軽減を図 ります。
- ・妊産婦が健康で安心して出産・子育てでき、乳幼 児が健やかに育つよう、医療機関健診費用を一部 助成し、経済的支援を図ります。また、妊産婦の 相談支援と一体的に行う経済的支援を実施します。
- ・妊産婦及び小児(0歳から年度末年齢18歳)の 医療費を助成します。さらに、妊産婦、未就学児 については、外来及び入院時自己負担金について も助成し、医療費の負担軽減を図ります。















分野施策2 児童福祉

● 取り組みの概要 ●

1

児童福祉の推進

[1-1-2-1]

- ・子どもの心身の健全な発達を促し、子どもの権利 の尊重、擁護の環境をつくるため、家庭、学校、 地域での更なる連携を推進します。
- ・子育てに関しての不安や孤立感など、様々な悩み や不安を解消するため、家庭児童相談室において の相談支援体制の継続強化と利用者支援員や保健 師などによる子育てに関する相談体制づくりに取 り組みます。
- ・子どもが安心して過ごせる環境整備や、地域団体 への支援を継続し、地域全体で児童福祉向上に努 めます。







2

【1-1-2-2】 困難な状況にある子どもの支援

・家庭や家庭内の関係性、環境など様々な要因が複合的に重なり合って起こる子どもの困難(児童虐待、貧困、ヤングケアラー等)に対応し、切れ目ない包括的な支援に努めます。







基本施策2 保健・医療の充実

● 現状と課題 ●

現代社会においては、人々の生活習慣の多様化や環境変化によるストレスにより心身共に健康を保つことが難しく、高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要となっています。

本市においては、脳血管疾患、心疾患の標準化死亡比が全国よりも有意に高く、メタボリックシンドローム該当者の割合も増加傾向にあり、その要因である糖尿病、高血圧といった生活習慣病に対しては食生活などの生活習慣の改善対策が課題となっています。その課題を解決するためには、市民一人ひとりが、自分の健康課題を正しく理解し、市民自ら解決に取り組むことができる支援が求められています。

市民がいつでも適切な医療が受けられるよう、真壁医師会下妻支部との連携による休日在宅当番医制 や、広域医療圏の病院群による休日・夜間の輪番制診療への経済支援など、安定した救急医療体制の確 保に努めています。しかし、筑西・下妻医療圏は、医師不足と診療科の偏在が問題となっていることから、 その解消に向けて、県への要望を継続していく必要があります。

また、安心して医療を受けられるよう国民健康保険・後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組む一方で、医療費の増大による財源確保が課題となっています。

● 5年間でできたこと ●

【保健】

- ・糖尿病、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系の医療費に占める割合が高いことから、健康増進や病気の予防・管理を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少した受診率を回復させるため、各種健康診査やがん検診の内容充実と効果的な受診勧奨を実施しました。また、関係機関と連携を図りながら、健診結果から一人ひとりに応じた効果的な保健指導を行いました。
- ・市民が健全な食生活を送れるよう、ライフステージに合わせた減塩普及事業等を行い、対面や動画・ チラシ・ポスターなどによる食育普及活動を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で予防接種の対象年齢が過ぎた市民に対し、接種期限の延長を認 め、定期予防接種費用の助成を行いました。

【医療】

・休日の医療体制確保のために、市内 17 医療機関の協力を得ながら輪番制で休日在宅当番医を運営しました。また、茨城西南地方広域市町村圏事務組合と連携し、小児救急医療輪番制及び病院群輪番制により、休日、夜間における重症救急患者の医療を確保しました。

【国保、後期高齢者医療、年金】

- ・国民健康保険事業は、事業運営の健全化、適用適正化の推進、保険税の適正賦課、保険税収入の 確保、医療費の適正化、保険給付の適正実施、保健事業の推進、生活困窮者に対する対応の適正 化を行いました。また、後期高齢者医療事業については、広域連合と業務分担しながら、保険料収納 率の向上対策や保健事業を行いました。
- ・市の広報紙やホームページを活用した年金制度の周知を行うとともに、窓口や電話での年金相談を通じて国民年金加入促進及び年金保険料の免除申請を行いました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 保健	 ・健康増進や病気の予防・管理を行っていくことで、生涯にわたる包括的な健康支援の実現を目指していきます。 ・健康診査等の周知啓発を工夫し、効果的な勧奨を行うことで、受診しやすい環境を整備し、健康診査・各種がん検診の受診率の向上を図ります。 ・市民の生命及び健康を保護できるよう、関係機関と連携し、感染症の予防及び拡大防止に取り組みます。また、日頃より予防接種の接種率向上を図り、子どもや高齢者等の各種感染症の発症予防や重症化防止を図ります。
分野施策2 医療	・市内医療機関の協力のもと、休日在宅当番医事業を運営するとともに、茨城西南地方広域市町村圏事務組合と連携し、休日及び夜間の救急医療体制の充実を図ります。また、病気や事故の際に適切な処置が行えるよう、市民にはかかりつけ医などを持つよう啓発を行うとともに、地域医療体制の強化に努めていきます。・受給者の医療機関受診を容易にし、健康に生活できるよう、医療福祉費制度を継続して実施していきます。
分野施策3 国保・ 後期高齢者医療・年金	 ・国民健康保険事業は、事業運営の健全化、適用適正化の推進、保険税の適正賦課、保険税収入の確保、医療費の適正化、保険給付の適正実施、保健事業の推進、生活困窮者に対する対応の適正化に取り組み、適正かつ安定的な運営の確保を図ります。 ・後期高齢者医療事業については、広域連合と連携し、保険料収納率の向上及び保健事業による医療費の適正化を目指します。 ・国民年金保険料の免除など、年金制度の周知に努めます。今後の年金制度の安定した運営のために、口座振替・クレジットカードによる納付や前納による納付を推進します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 保健	・市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、正しい知識や情報を取得し、バランスの良い食事や適度な運動など、自身に適した健康づくりを行います。・生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療のための健診や各種がん検診の受診に努めます。・手洗い・うがいの習慣づけや予防接種を受けるなど、感染症予防対策に努めます。
分野施策2 医療	 ・必要な時に安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医等を持ち、適正に受診します。 ・緊急時、慌てないために、日頃から AED(自動体外式除細動器)の設置箇所を把握し備えます。 ・市のホームページや広報紙などから、夜間や休日など救急時の医療機関の情報収集に努めます。
分野施策3 国保・ 後期高齢者医療・年金	・健康保険制度や国民年金制度に対する理解を深め、適正に受給します。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	1人当たり医療費県内ワースト順位(国民健康保険)	6 位	15 位
行政	特定健康診査受診率	36%	60%
指標	国民健康保険税(現年度分)徴収率	94.5%	96.0%
	国民年金保険料納付率	68.04%	70.50%
	健康関連事業参加者数	3,040人/年	4,000人/年
市民	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	21%	25%
指標	麻しん・風しんの接種率	94%	100%
	国民年金に係る相談件数	1,188件/年	1,280件/年

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 保健						
基本健康診査事業						
がん検診事業		22222	22222	22222		
特定健康診査・特定保健指導事業			22222	22222		
後期高齢者健康診査事業(新規)			22222	22222	22222	
感染症予防事業			22222	22222	22222	
予防接種事業						
分野施策 2 医療						
休日在宅当番医事業		22222	22222	22222		
救急医療体制の充実			22222	22222		>>>>>>
医療福祉費支給事業		22222	22222	22222	22222	>>>>>
分野施策 3 国保、後期高齢者医療、年金						
国民健康保険 保険給付事業						
後期高齢者医療事業		22222	22222	22222		
国民健康保険 保健事業		22222	22222	22222		
後期高齢者医療事業保険料 徴収事業		33333	33333	22222	22222	>>>>>>

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。



分野施策1 保健

● 取り組みの概要 ●

1

健康づくりの推進

[1-2-1-1]

・市民が生涯を通じて健康で過ごせるよう、ライフステージに応じた健康への意識向上や健康のための取り組みを進めます。生活習慣病の予防を推進するため、市や地域の特性に合わせ食生活・運動・喫煙・飲酒・睡眠・ストレスなどの正しい知識の普及啓発に努めていきます。







[1-2-1-3]

2

【1-2-1-2】 疾病の予防対策の推進

・健康診査、がん検診の受診率向上に努め、結果を 生かした生活習慣の改善及び重症化予防などを推 進します。







3

感染症対策の推進

・予防接種に関する正しい知識を普及・啓発すると ともに、年齢層に応じた予防接種を勧奨し、接種 率の向上に努めます。また、様々な感染症の集団 発生や重症化を予防するとともに、感染拡大を最

小限にとどめ、可能な限り抑制するため情報提供 や相談に応じていきます。

・新型コロナウイルス等、新たな感染症の発生やまん 延が危惧されており、発生の際に速やかな対応が 図れるよう、国、県、医療機関等と連携し、必要 な対策を速やかに講じます。







まちづくりの目標1基本計画

分野施策2 医療

● 取り組みの概要 ●

1

地域医療の充実

[1-2-2-1]

- ・医師不足と診療科の偏在の解消に向けて県への要望を継続し、周辺医療圏との連携により医療体制 の確保に努めます。
- ・誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために、地域医療体制の充実を図るとともに、 市民に対し「かかりつけ医」等を持つことを推奨し、 気軽に相談できる体制づくりを推進します。







2

救急医療体制の強化

[1-2-2-2]

- ・広域的な第二次救急医療体制である小児輪番制及 び病院群輪番制を支援します。
- ・突然の心肺停止者に対応できるよう、公共施設を 始め、市民が多く立ち寄る民間施設へのAED設置 を促進し、救命率の向上を図るとともに、市民が 安心して暮らせる地域づくりを目指します。







3

[1-2-2-3]

医療福祉費支給(マル福)制度の運営

・妊産婦、小児(0歳から年度末年齢18歳)、ひとり親、重度心身障害者などの医療費を助成、さらに、妊産婦、未就学児については、外来及び入院時自己負担金についても助成し、医療費の負担軽減を図ります。



関係する市民のライフステージ



分野施策3 国保、後期高齢者医療、年金

● 取り組みの概要 ●

1

[1-2-3-1]

健康保険制度の円滑な運営

- ・国民健康保険事業は、事業運営の健全化、適用適正化の推進、保険税の適正賦課、保険税収入の確保、医療費の適正化、保険給付の適正実施、保健事業の推進、生活困窮者に対する対応の適正化に取り組みます。
- ・後期高齢者医療事業については、広域連合と連携 し、保険料徴収率の向上対策や医療費適正化のた めの保健事業に取り組みます。



2

【1-2-3-2】 国民年金制度の円滑な運営

- ・日本年金機構との連携を密にして、被保険者資格 取得などの届出の促進に努めるとともに、保険料 免除関係、給付関係の適正な受理、報告を図りま
- ・年金制度の周知徹底を図り、年金相談の充実に努 めます。



基本施策3 地域共生・社会福祉の推進

● 現状と課題 ●

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活だけでなく、社会、経済の様々な面に大きな変化を もたらしました。生活困窮者の相談内容もコロナ前からの経済的困窮や就職活動困難に加え、住まいの 不安定やホームレスといった住まいに関する課題が多く見られるようになっています。高齢者、ひとり親 家庭、非正規雇用者など様々な事情により経済的に困窮する市民に対して、引き続き、各種社会保障制 度の活用や関係機関との連携により、早期の問題解決ができるよう支援していく必要があります。

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実を図るとともに、周知啓発により障害に対する理解を深めることで、障害のある人の社会参加や交流を促進していくことが大切です。

高齢化の進行に伴い、要介護や認知症などの高齢者が増加しており、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険サービスの質の向上と適正な運営に取り組んできました。今後も、高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らしていけるよう支援していく必要があります。

そして、全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助・共助・公助の 理念に基づき、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉事業に取り組んでいくことが望まれます。

● 5年間でできたこと ●

【社会福祉】

- ・生活保護の適正な実施に向け、関係機関と連携を強化し、世帯の状況に応じた適切な支援を行い、経済的自立の促進を図りました。
- ・社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者の自立に向けた相談、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習支援を行いました。また、住居の無い生活困窮者に対し、一定期間住まいや食料を提供する一時生活支援事業を県及び県内6市と共に共同実施しました。
- ・日本赤十字社下妻市地区においては、災害救援物資、資機材の拡充や計画的な更新を進めました。 また、「災害救助法」に基づく各種支援制度の活用を推進しました。

【障害者福祉】

- ・障害に対する理解や障害者の社会参加を促すため、講演会やスポーツ交流会を開催するとともに、障害者団体の活動の補助を行いました。
- ・障害のある方が、自分に合った障害福祉サービスを利用するなど、住み慣れた地域で生活できるよう支援を行いました。

【高齢者福祉】

- ・高齢者福祉タクシー利用料金助成事業について、事業対象者の見直しや助成券の交付枚数増など事 業を拡大しました。
- ・高齢者等の買物支援として、移動スーパー事業を開始しました。

【介護保険】

・これまで別々に実施されていた医療保険者による保健事業と介護予防事業を、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業として開始しました。

【地域福祉、地域包括ケア】

- ・市民ニーズを反映した「地域福祉計画」を策定し、計画に基づく施策を推進しました。また地域福祉活動の活性化を図るため社会福祉協議会の活動を支援しました。
- ・高齢者支援のための新たなサービスとして令和 3(2021) 年にシルバーお助け隊を創設し、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行いました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 社会福祉	・生活保護の適正な実施に向け、関係機関と連携を強化し、世帯の状況に応じた適切な支援を行い、経済的自立の促進を図ります。 ・生活困窮者の自立支援に向けて相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子どもへの支援を行います。
	・関係機関と連携し、災害時に迅速な救護活動を実施できる体制の整備を検討します。 ・災害救援物資、資機材の拡充や計画的な更新を進めるとともに、災害時には、「災
	害救助法」に基づく各種支援制度の活用を推進します。
分野施策2 障害者福祉	・障害に対する理解を深めるため周知啓発を図るとともに、障害者の社会参加や交 流に向けた取り組みを推進します。
	・障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した活動機会の充実を図ります。障害者自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、 相談支援や地域での生活支援の充実を図ります。
分野施策3 高齢者福祉	・市内公共交通施策に合わせ、高齢者等の交通弱者への施策の拡充等を検討します。・既存の施設等を利用して、高齢者のつどいの場の創設を検討します。・高齢者福祉サービスを必要とする人に制度の周知を図るとともに、見守りネットワーク事業者の拡充に努めます。
分野施策4 介護保険	・安定的なサービス提供のため、適正な提供、及び質的向上に努めます。 ・必要とする人が介護サービスを受けられるよう制度の周知を図ります。 ・健康寿命を延ばすため、介護予防の普及・啓発や活動支援に取り組みます。
分野施策5 地域福祉、 地域包括ケア	・地域福祉活動の活性化を図るため、関係団体の育成・支援を推進します。 ・重層的支援体制の強化を図ります。 ・住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らす仕組みづくりの構築を目指します。

● 市民の役割 ●

分野施策1	・経済的に困窮する市民に対する各種制度への理解を深めます。
社会福祉	・災害救護活動などの日本赤十字社が行う事業に対し理解と協力を行います。
分野施策2	・障害に対する理解を深めます。
障害者福祉	・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供に努めます。
分野施策3	・健康に留意して、いつまでも自立した生活が送れるよう、健康づくり事業などに積極的に参加します。
高齢者福祉	・高齢、要介護状態になっても地域で生活できるよう、声かけや安否確認、地域福
	祉活動などへ積極的に参加します。
	・住み慣れた地域において、豊かな経験や技能を活用して様々なかたちで活動し、 社会参加します。
分野施策4	・介護保険制度によるサービスについての理解を深め、自分らしい質の高い生活が
介護保険	送れるようサービスを選択し、適正に利用します。
	・加齢に伴うフレイルの未然防止のため、必要な栄養の摂取と適度な運動を通じた体力の維持に努め、要介護状態となった場合においても、その他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを併用するなど、その有する能力の維持向上に努めます。
分野施策5	・地域で培ってきたつながりを生かして、互いに助け合いながら、見守り体制を強
地域福祉、	化します。
地域包括ケア	・高齢者であっても地域を支える重要な一員であるとの認識を持ち、社会を支える 担い手として地域での活動を行っていきます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
行政指標	自立支援相談事業相談件数	235件/年	250件/年	
	障害に対する理解促進のための講演会や交流会の開催、 障害者団体への活動支援	2回/年	2回/年	
	障害福祉サービス等の利用者数	389人/年	410人/年	
	シルバー人材センター会員数	250人	260人	
	ケアプラン点検数	30件/年	40件/年	
	介護保険の要介護 2 ~ 5 の認定率	10.28%	11.35%	
	民生委員・児童委員 1 人当たりの年間活動日数	113日/年	132日/年	
	シルバーお助け隊の担い手の数	5人	11 人	
	移動スーパーの停留箇所	49箇所	50箇所	
市民指標	就労支援による自立数	2人/年	3人/年	
	学習支援事業延べ利用者数	129人/年	150人/年	
	高齢者福祉タクシー利用助成券利用率	48%	58%	
	シルバー人材センター受注件数	3,500件/年	3,750件/年	
	愛の定期便利用者数	420人/年	430人/年	
	家族介護用品購入費助成券の支給人数	215人/年	220人/年	
	介護予防教室延べ参加者数	4,786人/年	5,250人/年	
	社協ボランティアセンター登録者数	525人	555人	
	シルバーお助け隊の利用者数	4人/年	9人 / 年	
	移動スーパーの延べ利用者数	8,900人/年	9,000人/年	

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディングプロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 社会福祉	プロフェクト					
生活保護に係る事業	*	333333	333333	>>>>>	77777	
生活困窮者自立支援事業	*	>>>>>	>>>>	>>>>	>>>>	>>>>>
災害救助事業		33333	333333	333333	33333	>>>>>
分野施策 2 障害者福祉						
障害者基幹相談支援センター事業			22222	22222		
地域活動支援センター事業		333333	22222	>>>>>	>>>>>	>>>>>
障害者自立支援給付事業	*	333333	>>>>	} }}}	}	>>>>>
障害児通所支援等給付事業	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>
分野施策 3 高齢者福祉						
在宅生活支援サービス事業			22222			
シルバー人材センター事業		22222	22222	22222	22222	>>>>>
高齢者の安全・安心に係る事業	*	>>>>>	}	>>>>>	}	>>>>>
分野施策 4 介護保険						
介護保険給付適正化事業						
家族介護支援事業		}	>>>>>	} }}}	}	>>>>>
一般介護予防事業	*	>>>>>	}	>>>>>	>>>>>	>>>>>
介護予防・生活支援サービス事業		333333	333333	333333	333333	} }}}}
分野施策 5 地域福祉、地域包括ケア						
地域福祉計画の策定及び推進						
民生委員児童委員協議会補助事業	*		22222			
ボランティアセンター運営補助事業			22222			
地域包括支援センターの運営	*	>>>>>		>>>>>	>>>>>	>>>>>
在宅医療・介護の連携		} }}}	333333	} }}}	}	>>>>>
認知症対策の推進		33333	333333	>>>>>	>>>>>	>>>>>
障害者の地域移行に係る事業		>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>

※令和 9 年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小 ※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。





分野施策 1 社会福祉

● 取り組みの概要 ●

1

生活保護の適正実施

[1-3-1-1]

・国民生活の最後のセーフティネットとして低所得者 が健康で文化的な生活が維持できるよう、生活保 護制度の適正な実施に向け関係機関と連携を強化 し、世帯の状況に応じた適切な支援を行うととも に、経済的自立の促進を図ります。







2

【1-3-1-2】 生活困窮者対策の推進

- ・生活保護に至る前の段階の低所得者について、「生活困窮者自立支援法」に基づき関係機関と連携した面接相談を実施し、就労支援や住居確保支援の充実を図ります。
- ・生活困窮者の子どもへの学習支援の実施を継続し ます。







3

【1-3-1-3】 災害対策事業の推進

・日本赤十字社茨城県支部や下妻市地区赤十字奉仕団(民生委員・児童委員)と連携し、災害時に迅

速な救護活動を実施できる体制の整備を検討しま す。

- ・日本赤十字社下妻市地区においては、災害救援物 資、資機材の拡充や計画的な更新を進めます。
- ・災害発生後、被災者が、早急に生活再建ができる よう、災害救助法に基づく各種支援制度の活用を 推進します。







関係する市民のライフステージ



分野施策2 障害者福祉

● 取り組みの概要 ●

1

[1-3-2-1]

障害に対する理解、社会参加・ 交流の推進

- ・共生社会の実現を目指し、障害に対する理解が深められるよう周知啓発を図ります。
- ・障害者の社会参加や交流に向けた取り組みを推進 します。



2

障害福祉サービスの推進

・障害者の重度化や高齢化など様々な相談に応じ、 障害福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域 で生活ができるように支援するとともに、支援の 充実を図ります。



[1-3-2-2]

関係する市民のライフステージ



乳幼児

児童 生徒 若者と子育で世代

働<世代

高齢者

分野施策3 高齢者福祉

● 取り組みの概要 ●

1

【1-3-3-1】 在宅生活支援サービス事業の推進

- ・高齢者が、いつまでも住み慣れた地域、自宅など で日常生活を送れるよう、各種支援サービスの充 実を図ります。
- ・ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスに 取り組み、地域で見守る体制づくりを推進します。



2

【1-3-3-2】 生きがいづくり・就労支援・社会 参加の推進

- ・高齢者の生きがいづくりを支援します。
- ・近年、退職後の高齢者の就労的ニーズが高いこと から、活力のある高齢者の社会参加を促進するた めの取り組みを推進します。



3

[1-3-3-3]

安全・安心な地域づくりの推進

・高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安全・安 心に生活できるよう、地域全体で見守る体制づく りを推進します。



分野施策4 介護保険

● 取り組みの概要 ●

1

[1-3-4-1]

介護保険制度の円滑な運用

- ・「介護保険法」に基づき、円滑な事業の実施に取り組むとともに、制度の適正な運営のため、介護 保険料の設定、確保に努めます。
- ・年々増加する認定申請者に対して保険給付と総合 事業の利用の適正化を図り、介護認定事業を推進 します。



2

【1-3-4-2】 介護支援、生活のための基盤整備

・高齢者の在宅生活を支えるため、各種介護サービス、介護者に対する支援などの充実を図るとともに、多様な生活支援ニーズへの対応に努めます。



まちづくりの目標1基本計画

3

【1-3-4-3】 介護予防事業の推進

- ・健康寿命を延ばすため、介護予防、健康づくり事業に取り組みます。
- ・介護予防の重要性を踏まえた事業を計画していく とともに、住民主体で参加しやすく、地域に根ざ した介護予防活動を推進します。
- ・総合事業の実施に合わせ、ニーズの把握、関係者 間の情報共有などを図り、適切な事業整備を行い ます。





分野施策5 地域福祉、地域包括ケア

● 取り組みの概要 ●

1

定します。

地域共生社会の構築

[1-3-5-1]

- ・市民のニーズを的確に反映した地域福祉計画を策
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、全ての 人々が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひ とりが健康的で生きがいを持ち、地域を共に創っ ていく社会を目指すため、民生委員児童委員協議 会や社会福祉協議会と連携し、その活動を支援し ます。



2

【1-3-5-2】 地域包括ケアシステムの構築

- ・住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるため、 地域の特性に応じた支援体制を構築します。
- ・全ての住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指します。

